

面接のポイント（Blanket L-1Aビザ）

1. はじめに

- Blanket Lビザの申請には管理職用のBlanket L-1AとスペシャリストのBlanket L-1Bの2つのカテゴリーがあります。
- どちらに該当するかはサポートレターの1ページ目の一つ目のパラグラフ、"At this time, *** Corporation wishes to apply for a Blanket L-1* visa on behalf of ..."でご確認いただけます。

2. Blanket L-1Aビザとは

- Lビザは国際企業（アメリカとアメリカ以外に拠点のある企業）の拠点間の異動者用のビザです。今回申請されるBlanket L-1Aビザでは、米国でのポジションがexecutive position（役員）またはmanagerial position（管理職）であることが求められます。
- ビザ審査のガイドラインであるForeign Affairs Manualにmanagerial / executive positionについての説明があります。
 - 役員や管理職は単に部下の業務を監督、管理するのではなく、社内の重要な機能を管理することが求められます。そのため、管理しているのは具体的にどのような機能なのか、それを管理するためにどのような業務を行っているのか、また実務を行っていてもあくまでも管理業務が主であることの説明が求められます。例えば実務が主であるプレイングマネージャーは、役員や管理職として認められません。
 - 役職名によって役員や管理職とみなされるわけではありません。スタッフであっても事業計画を立案し、組織を指揮、管理する立場にある場合、役職名がなくても役員や管理職とみなされることもあります。
 - 役員または管理職であるかの判断には、直接または間接的な部下の人数や業務内容、上司が組織内でどのポジションか、日常的な業務が管理職や役員として相応しいかどうか、例えば会社を代表して重要な会議に参加するか、また重要な決定を下す権限を持っているかなどが見られます。

3. Blanket L-1A ビザの審査のポイント

- まず申請者の役割が米国拠点にとって必要不可欠かどうかを見ます。管理能力を有する申請者を派遣することができないとくに困るか、事業にどのような支障がでるのか、なるべく具体的かつ平易な表現を用いてご説明ください。「この人が派遣できないと確かに困る」と領事が実感できるように、部下の人数、担当する顧客数、所属する部門の売り上げなど、数字、固有名詞などを入れると効果的です。
- 次に申請者の管理能力を有するかは以下のポイントを見ています。これらのポイントに準じて、具体的に平易な表現を用いてご説明ください。
 - 十分な管理職経験があるのか
 - 米国拠点のポジションは管理者と言えるか
 - 現地で採用することが難しいか
 - 管理能力を反映した給与か

4. 領事の質問への対応

- 今回の申請でなにをManagerial / Executive Positionとして主張しているかをご確認ください。サポートレターのThe applicant's qualifications記載されています。
- ご自身の Managerial / Executive Positionと前述の審査のポイントを理解した上で、以下の質問への回答をご準備ください。またサポートレターとの整合性にご

注意ください。

- 米国拠点の組織におけるあなたポジションを説明してください。部下はどのような人（タイトル、学歴、経験など）が何人ぐらいいますか？
- あなたの管理者としての役割と権限（責任）を説明してください。
- あなたが管理者として求められる能力はこれまでのどのような経験を通して習得しましたか？
- あなたのサラリーはいくらですか？管理者として低くありませんか？
- プレイイングマネージャーのようにスタッフと同じ業務もしますか？その場合どのような業務ですか？管理業務とのウェイトを説明してください。
- 上司もいるのになぜあなたのポジションが必要なのですか？中間管理職としての役割を説明してください。
- あなたの管理職経験/英語力でアメリカ人の部下をどう管理するのですか？
- あなたを派遣できないと米国拠点の運営にどのような支障が生じますか？
- あなたの言う管理能力を有する人はアメリカにもいます。なぜ現地採用ではダメなのですか？

5. 一般的な注意事項

- フレーズは短く、簡潔にお答えください。
- 英語が苦手の方も初めは英語でお答えください。ただし英語での回答が難しいと感じた場合は、誤解の無いよう正確に伝えたい、として日本人スタッフの通訳をご依頼ください。留学などのビザと異なり、高い英語力が求められる業務ばかりではありませんので、通常就労ビザで英語力が理由でビザの申請が拒否されることはありません。英語での面接は慣れていないが、実務を行う上では問題ないのご説明ください。ただしポジションによってはこの英語力ではそのポジションの業務は遂行できず、必要とされる能力に欠けると判断される可能性もあります。
- 面接の際メモなどを見ながら回答をすることはお避けください。回答をそのまま読み上げているとみなされ、指摘を受けたことがあります。必要に応じて確認する程度にとどめてください。
- これまでの経験、保有する知識と実績に自信を持ち、堂々と胸を張って面接にお臨みください。